

記者発表資料
平成28年2月16日(火)
市民生活部保険課(医療給付係)
担当:小野寺(内線376)
保健福祉部高齢介護課(介護認定給付係)
担当:遠藤(内線406)

東日本大震災被災者に対する国民健康保険医療費一部負担金及び介護保険利用者負担額の平成28年度免除措置の取り扱いについて

■ 経過及び趣旨

東日本大震災被災者に対する国民健康保険医療費一部負担金及び介護保険利用者負担額の免除措置については、避難生活が長期化する中、被保険者の医療費の一部負担金等の経済負担は重いことから継続が必要と考え、各特別会計の財政状況により判断し、平成28年度の取り扱いについては、今年度と同様の措置を行うこととします。

■ 実施期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日

■ 対象者の範囲

- (1) 住家が全壊、大規模半壊若しくは全焼した方であって、住民税非課税世帯に属する方(住家のり災の程度が「半壊」で、その住宅をやむを得ず解体し、被災者生活再建支援金の対象となった場合を含みます。)
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は行方不明となった世帯であった方で、住民税非課税世帯に属する方

■ 実施費用見込

区分	平成27年度	平成28年度
① 国民健康保険	対象者数 約 1,800 人 免除費用額 約 2億円 市負担額 国保会計 約 5,000 万円	対象者数 約 1,800 人 免除費用額 約 2億円 市負担額 国保会計 約 5,000 万円
② 介護保険	対象者数 約 510 人 免除費用額 約 8,800 万円 市負担額 一般会計 約 1,100 万円 介護会計 約 387 万円	対象者数 約 510 人 免除費用額 約 8,800 万円 市負担額 一般会計 約 1,100 万円 介護会計 約 387 万円

【経過】

国民健康保険の免除措置については、平成25年度から平成27年度までの被災3県に対する国の特例的な財政支援等により、平成26年4月から対象者の範囲及び期間を限定し再開しています。

【後期高齢者医療制度について】

本市において、後期高齢者医療制度については、国民健康保険、介護保険と一体で実施すべきと考え検討してきたが、宮城県後期高齢者医療広域連合において、構成市町村における意見が継続することで一致しなかったことから、平成28年度は免除措置は実施しないこととされ(平成28年2月9日付け通知)、本市単独での実施は困難なことから、免除措置を終了します。